

家庭教育学級について



内 容	ページ
家庭教育学級年間事業計画・人権学習について	1
補助金等交付申請について	2
公民館・コミセン利用時の予約について (申請書提出又はオンライン予約申請)	3~5
マイクロバスの使用について 他	6~9
家庭教育学級事務手続きQ&Aについて	10~14

家庭教育学級年間事業計画

月日	事業名	事業内容
4月	家庭教育学級開設案内の送付	・市内の保育園や幼稚園、小中学校に開設案内を送付
5月	第1回学級長会及び学級主事会	・家庭教育学級の運営方法について ・補助金申請要領の説明
8月	都城市人権啓発推進協議会講演会	・8月の人権啓発強調月間に合わせ開催 ・年間学習回数に含んでも良い
11月～12月	人権啓発・子どもすこやか合同講演会	・12月の人権週間に合わせ開催 ・年間学習回数に含んでも良い
2月	第2回学級長会及び学級主事会	・家庭教育学級まとめ ・運営費補助金実績報告書について

人権学習について

家庭教育学級活動の充実を目指し、年間計画の中に人権学習を必ず1回以上入れていただくこととしております。

人権学習として、都城市教育委員会で計画する下記の人権啓発推進事業に学級で参加することも可能ですので御活用ください。

また、年間計画における人権学習の実施が未定の場合は、生涯学習課の社会教育指導員が講師の「ハロー市役所元気講座」内の人権講座の受講や人権啓発ビデオの視聴等を推奨しておりますので、生涯学習課へ御相談ください。

「人権啓発推進協議会講演会」、「人権啓発・子どもすこやか合同講演会」等、生涯学習課が主催する大会への出席を人権学習とする場合、学級生の3割以上の出席（複数回合わせて3割以上）をお願いします。参加人数が少ない場合、学級としての活動とは認められませんので、御注意ください。

記

○人権啓発推進協議会講演会

○人権啓発・子どもすこやか合同講演会

※詳細については、改めて御案内します

補助金等交付申請について

1 補助対象事業

事業内容	人数及び回数
家庭教育に関心を持つ成人を対象とし、家庭教育に関する学習を行う事業 (学習課題は各学級で定める)	① 1学級当たりの人数は10人以上 ※小規模校で対象者が少なく10人を超えることが困難な場合はこの限りではない ② 年間学習回数は3回以上 (開・閉級式自体は含まない) ※都城市が計画している「人権啓発推進協議会講演会」、「人権啓発・子どもすこやか合同講演会」に学級全体で参加する場合は、年間学習回数に含んでよい。 (ただし、複数回合計して学級生の3割以上の出席が必要)

2 補助対象経費

講師謝礼金、消耗品費、通信運搬費、その他学級開設に必要な経費(食糧費、交際費を除く)

3 補助金の額

1学級につき20,000円以内

4 補助金の申請について

補助金の申請には以下の資料が必要になります

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 家庭教育学級 開設報告書
- (3) 家庭教育学級 年間学習計画書
- (4) 家庭教育学級 収支予算書
- (5) 家庭教育学級 学級生名簿

※補助金が不要な場合は(2)と(3)のみ

※申請書類については第1回学級長会及び学級主事会の際に御案内いたします

5 実績報告書の提出について

年度末に以下の書類の提出が必要です

- (1) 補助金等実績報告書
- (2) 都城市家庭教育学級 収支決算書
- (3) 都城市家庭教育学級 実施記録簿 (otetsuzuki より入力)
- (4) 都城市家庭教育学級 領収書綴り

※補助金を提出していない学級の提出書類は(2)と(4)のみ

※提出書類については第2回学級長会及び学級主事会の際に御案内いたします

公民館・コミセン利用時の予約について（申請書提出又はオンライン予約申請）

様式第1号（第2条関係）

館長	館員	受付

都城市教育委員会 宛て

申請日 年 月 日

生涯学習課長名で申請

※（ ）内に学級名を記入してください。

住所 都城市姫城町6街区21号

団体名 生涯学習課

代表者 課長 (学級名:)

申請者 電話

公民館利用（利用変更）許可申請書

都城市 公民館の施設の利用（利用変更）許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用する日	利用時間	部屋	利用人数	備考	
① 月 日 ()			名		
② 月 日 ()			名		
③ 月 日 ()			名		
④ 月 日 ()			名		
⑤ 月 日 ()			名		
※場合によっては、利用の趣旨や要項					
利用する器具	1. ピアノ		台) (/ , 台)		

よやっくん
にて予約可能

・以下の欄は記入しないで下さい。

公民館条例第11条の減免団体		1 該当 (社教連・文協・体協・福祉・ネットワーク・学校・まち協)				公用	
		2 非該当					
月 日	単価	利用状況			受領日	受領印	
① 月 日 () 部屋()	部屋代	×	時間 =	円			
	空調	×	時間 =	円	マイク	円	
② 月 日 () 部屋()							
③ 月 日 () 部屋()							
④ 月 日 () 部屋()	部屋代	×	時間 =	円			
	空調	×	時間 =	円	マイク	円	
	ガス・照明	×	(台・時間) =	円	ピアノ	円	
⑤ 月 日 () 部屋()	部屋代	×	時間 =	円			
	空調	×	時間 =	円	マイク	円	
	ガス・照明	×	(台・時間) =	円	ピアノ	円	

公立公民館等、利用回数5回までは使用料（空調代含む）は減免となります。開設届が出ていない学級は、減免対象になりませんので、ご注意ください。

受付 月 日

No. _____

都城市コミュニティセンター利用許可申請書

都城市長 あて

令和 年 月 日

生涯学習課長名で申請
※()内に学級名を記入し
てください。

団体名 生涯学習課 (学級名)

代表者氏名 課長

<申請者> 名 前

住 所

申請する人の
連絡先等を記入

電 話

携 帯

次のとおり、施設を利用したいので許可くださるよう申請します。

利用目的 (詳しく記入してください)		定人数	名
利用日時	令	:	
利用施設	設 備 (利用する物の 番号に○印を)	室	会議室 和室5
		室4	
備 考	<div data-bbox="454 884 1133 1310" data-label="Text" style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>よやっくん にて予約可能</p> </div>		

※

利用日	公立公民館等、利用回数5回までは使用料(空調代含む)は減免となります。	又番号
/	開設届が出ていない学級は、減免対象になりませんので、ご注意ください。	号
		年
		月 日
		号
		年
		月 日
(延長)	(~ :)	人 除

※印は事務局で記入します。

都城市公共施設予約システム（愛称：よやくくん）

令和6年より、各地区公民館やコミュニティセンターを利用する際の空き状況の照会及び施設予約が、インターネット上からできるようになりました。

システム（愛称：よやくくん）を利用するには利用者登録が必要です。都城市ホームページ上の「公共施設予約システムの運用を開始します」（記事 ID:60200）のサイトから登録いただくか、「利用者登録（変更）申請書」を記入し、利用施設へ御提出ください。

※施設の空き状況の照会のみであれば利用者登録は必要ありません。

1 予約の申請期間

- 中央公民館（大会議室）：3か月先まで
- 中央公民館（大会議室以外の部屋）：翌月分まで
- その他の地区公民館（全部屋）：翌月分まで
- コミュニティセンター（全部屋）：2か月先まで

2 使用料の支払い

座振替、電子決済、現金払い

※家庭教育学級で利用する場合は、利用回数**5回まで**使用料が減免になります。

（公民館利用料と空調代を含む）

3 施設の鍵の受け渡し

各地区公民館職員がいない時間帯に利用する場合は、地区公民館に設置してあるスマートボックスの鍵を利用します。スマートボックスのロック解除暗証番号は、メールで通知されます。

4 予約の変更・取消

システム上でできませんので、予約した施設にお問い合わせください。

マイクロバスの使用について

使用回数	年1回
使用台数	原則1台（定員27人＝運転手含まず、補助席(6)使用）
使用日	市役所開庁日（土日也可）
使用時間	9：00～16：00※日帰り
手続き	<p>① 視察研修の日時・行き先を決め、生涯学習課（Tel23-9545）までお電話ください。</p> <p>② 生涯学習課で車両担当にマイクロバスの仮予約をします。直接予約することはできません。</p> <p>③ 仮予約後、マイクロバス使用<u>2週間前までに</u>「研修計画書」、「マイクロバス使用乗車名簿」を提出してください。視察研修に子どもが参加する場合、子どもの名前も乗車名簿に記入してください。</p> <p>④ 生涯学習課で③の書類を確認後、マイクロバス使用許可申請を行います。</p>
注意事項	<p>●道路交通法により、6歳未満の子どもの乗車はチャイルドシート着用が義務となっています。</p> <p>●<u>マイクロバス運転手の昼食等は用意する必要はありません。</u></p> <p>●視察研修当日、マイクロバス使用責任者は運転手と連絡が取りやすいように、前方の席へお座りください。</p> <p>●乗車人数が10人以下のときは、生涯学習課へ御相談ください。</p>

マイクロバス使用上のマナーについて

注意していただきたい点は以下のとおりです。

- ◆ 提出された運行計画以外の場所へは運行できませんのでご注意ください。
- ◆ 公道上やバス停では乗降ができません。(市や学校の施設でお願いします) また、研修先の駐車場を事前に確保しておいてください。
- ◆ 乗車の際は、転倒防止のため、シートベルトを必ず着用してください。
- ◆ 車内での飲食は必要最低限とし、できるだけ避けてください。(行程の中で、昼食時間を十分に取るなどの工夫をお願いします)
- ◆ もし、バスの後ろを自家用車で付いて行く場合は、行き先が分かっている方が運転し、交通安全に努めてください。(信号無視で罰金を払うなどの事例が発生しています)
- ◆ 小さな子ども(特に、首が座っていない乳児)については乗車をお断りする場合があります。
- ◆ 総合支所からのマイクロバスの貸出しはしておりませんので、御了承ください。

一部の学級が守れないと、他の学級に迷惑がかかることになります。

マナーを守って気持ちよく利用しましょう！

研修計画書

- 1 趣 旨 ○○小学校○○家庭教育学級では、家庭での子どもの養育と教育を行うために必要な知識や技術を学習するために施設見学を実施する。
- 2 主 催 ○○小学校○○家庭教育学級
- 3 日 時 令和○○年○○月○○日（○）
午前9時30分から午後3時45分まで
- 4 研 修 場 所 宮崎市……科学技術館、県立美術館、県立図書館
- 5 日 程 ○○○小学校正門前(9:15 集合、9:30 出発)→科学技術館(11:00～12:00)→県立図書館(12:30 着)、昼食(12:30～13:15)、県立美術館(13:15～14:30)→○○○小学校正門前(15:45 着)
- 6 使用責任者 学級長 ○○ ○○

9:00 以降の出発
16:00 までの帰着
になるように日程を組んでください

※視察研修要項がある場合は、それを研修計画書に替えることができます。

※研修場所の地図、パンフレット等がある場合は、その写しを添付してください。

家庭教育学級マイクロバス使用乗車名簿

開設機関名（ ○○幼稚園 ）

学 級 名（ ○○○学級 ）

乗 車 人 数 男性○人、女性○人、子ども○人

番号	氏 名	性別	番号	氏 名	性別
1	○○ ○○	○	18		
2	○○ ○○ (5歳)	○	19		
3			20		
4	子どもの場合、名前の後に () 書きで年齢を記入してく ださい。		21		
5			22		
6			23		
7			24		
8			25		
9			26		
10			27		
11			28		
12			29		
13			30		
14			31		
15			32		
16			33		
17			34		

※子どもの場合、名前の後に（ ）書きで年齢を記入してください。

家庭教育学級事務手続きQ&A

【目 次】

- Q1 補助金の金額はいくら？
- Q2 補助金の申請方法はどのようにしたらいいの？
- Q3 補助金が不要な場合の提出書類は？
- Q4 補助金の受け取りはどのようにすればいいの？
- Q5 学習は年間何回実施したらいいの？
- Q6 学習計画や内容はどのように決めたらいいの？
- Q7 講師への依頼はどのようにすればいいの？
- Q8 公民館やコミュニティーセンターを利用する時の申請方法は？
- Q9 市のマイクロバスは何回まで利用できるの？
また、1回あたりの利用台数は？
- Q10 マイクロバスを利用するときの手続きの方法は？
- Q11 人権学習についてどのように実施すればいいの？
- Q12 家庭教育学級に関することは、総合支所に質問してもいいの？
- Q13 家庭教育学級補助金等交付申請書類の様式はどこにあるの？
また、出前講座の申込用紙はどこにあるの？
- Q14 都城市まちなか交流センター内のまちなかキッチンを利用した場合、料金の補助は受けられるの？

Q1 補助金の金額はいくら？

A 各学級20,000円以内となります。

Q2 補助金の申請はどのようにしたらいいの？

A 補助金の申請は

- ①補助金等交付申請書
- ②家庭教育学級 開設報告書
- ③家庭教育学級 年間学習計画書
- ④家庭教育学級 収支予算書
- ⑤家庭教育学級 学級生名簿

※書類については「第1回学級長会及び学級主事会」の際に御案内します

Q3 補助金が不要な場合の提出書類は？

A 補助金が不要な場合は

- ① 家庭教育学級 開設報告書
- ② 家庭教育学級 年間学習計画書

を提出してください。

※書類については「第1回学級長会及び学級主事会」の際に御案内します

Q4 補助金の受け取りはどのようにすればいいの？

A 補助金の受け取り方法は「口座振込」と「現金受取」の2種類あります。
口座振込は家庭教育学級名義の口座があれば利用することができます。
個人名の口座には振込できませんので御注意ください。
口座振込以外は現金受取となります。受取方法は指定期間に、請求書の請求欄に押した印鑑を持って、市役所1階の会計課窓口にお越しいただくこととなります。

Q5 学習は年間何回実施したらいいの？

A 開・閉級式を除いて3回以上の実施をしてください。(ただし、開・閉級式で講演会や学習活動を実施した場合は実施回数に含みます。)その内、1回以上は人権についての学習を実施いただきますようお願いいたします。

なお、生涯学習課で計画しています「人権啓発推進協議会講演会」、「人権啓発・子どもすこやか合同講演会」への参加は、学習回数に含んでかまいません。

Q6 学習計画や内容はどのように決めたらいいの？

- A 別紙資料「家庭教育学級運営の手引き」を御覧いただき、学級内で話し合
って年間計画を作成してください。
「ハロー市役所元気講座」、「ハロー元気講座」、「よか・余暇・楽習ネット
ワーク事業」等、様々なメニューがありますので御活用ください。
ただし、講師料や材料費等が必要となる講座もありますので御注意くださ
い。

Q7 講師への依頼はどのようにすればいいの？

- A 「ハロー市役所元気講座」「ハロー元気講座」「よか・余暇・楽習ネットワ
ーク」を利用する場合には、以下の表を参考にお申し込みください。

ハロー市役所 元気講座	希望する講座の担当課へ申込書を提出してください。
ハロー元気講座	生涯学習課へ申込書を提出してください。
よか・余暇・楽習 ネットワーク	生涯学習課に指導者の連絡先を尋ねて、直接、指導者と 学習内容・日時などを打ち合わせしてください。 ※コミュニティセンターへ御連絡ください。(月曜休館) (TEL：0986-23-0962)

Q8 公民館やコミュニティーセンターを利用する時の申請方法は？

- A まず、各施設の空き状況を確認して、窓口で申請書をもらってくださ
い。利用申請書の詳しい記入方法につきましては、P5～6を御覧くださ
い。必要事項を全て記入したら、各施設の窓口へ直接提出してくださ
い。
これまでの窓口申請の方法以外にも、インターネット上でのオンライン
申請の方法もありますので御活用ください。都城市ホームページもしく
は、「よやくん 都城市」等と検索ください。

Q9 市のマイクロバスは何回まで利用できるの？また、1回当たりの利用台数は？

- A マイクロバスの利用可能回数は年1回で、1回当たりの利用台数は原則1台です。

使用できる日時は、市役所開庁日（土・日曜日、国民の祝日、年末年始を除く）の午前9時（出発地到着）から午後4時（帰着）までです。

ただし、市の行事が多い10月・11月は予約が取れない場合がありますので、他の月を御検討ください。

また、利用に際し注意事項がありますので、P8～9を御覧いただき、御利用くださいますようお願いいたします。

Q10 マイクロバスを利用するときの手続きの方法は？

- A まず、視察研修の日時と行き先を決めて、生涯学習課まで御連絡ください。

連絡を受けた後、生涯学習課が財産活用課にマイクロバスの仮予約をします。その時、マイクロバスの予約が先に入っている場合は利用できませんので御了承ください。

仮予約完了後、マイクロバスを使用する2週間前までに、生涯学習課へ「研修計画書」、「マイクロバス使用乗車名簿」を提出してください。

もし、視察研修に子どもも参加する場合には、子どもの名前も乗車名簿に記入をお願いします。その際、子どもの年齢も名前の横に（ ）書きで記入してください。

研修計画書とマイクロバス使用乗車名簿の作成要領はP8～9を御覧ください。

また、総合支所のマイクロバスは使用できません。本庁のマイクロバスを御利用ください。

Q11 人権学習についてどのように実施すればいいの？

- A 人権についての学習は必ず年1回実施してください。

人権学習の支援としまして、各人権講演会に学級での参加も可能です。

また、ハロー市役所元気講座を活用して、生涯学習課の社会教育指導員が講師である人権講座を受講したり、映像教材を視聴したりできますので、利用を希望される際は生涯学習課へ御相談ください。

Q12 家庭教育学級に関することは、総合支所に質問してもいいの？

- A 家庭教育学級に関することは、生涯学習課にお問い合わせください。
家庭教育学級事業は本庁の生涯学習課が担当している事業になります。
総合支所では、お答えできませんので、御了承ください。

Q13 ハロー市役所元気講座やハロー元気講座の申請書の様式はどこにあるの？

- A ハロー市役所元気講座、ハロー元気講座の各種申請書の様式が必要な際は、生涯学習課HPよりダウンロードください。

ハロー市役所元気講座

<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/49/4780.html>

ハロー元気講座

<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/49/4779.html>

Q14 都城市まちなか交流センター内のまちなかキッチンを利用した場合、料金の補助は受けられるの？

- A 学級の活動でまちなかキッチンを利用される場合は、施設料の減免が受けられます。利用を希望される場合は、事前に生涯学習課にお問い合わせください。施設予約や料金についての説明をさせていただきます。

問合せ先：生涯学習課 ☎ 23-9545

毎月第3日曜日は

家庭の日



みやこんじょ大使「ほんちくん」



- 共遊 自然に親しんだり地域行事等に参加して親子一緒に遊びましょう
- 共食 家族一緒に楽しく語らいながら食事をしましょう
- 共話 今日あった出来事などを親子で話しましょう
- 共汗 スポーツや野外活動に家族そろって参加し心地よい汗を流しましょう
- 共働 地域の奉仕活動等に積極的に参加し親子一緒に働きましょう